

# 大雪山国立公園登山道管理水準(案)と登山の心得(案) 概要版

今般、環境省では大雪山国立公園の登山道について、ルート別に管理のあり方を定める「登山道管理水準」、登山者に守ってほしい「登山の心得」、の2つを設定しようとしています。これを決めようとする手順・内容(案)の概要版が次のとおりです。これに対する意見をお寄せください。

提出先：環境省北海道地方環境事務所 国立公園・保全整備課  
〒060-0001 札幌市中央区北1条西10丁目1番地エーネットビル9階  
提出期限：平成17年12月27日

## 第1章 登山道管理水準および登山の心得の設定について

ここで定める登山道管理水準とは、大雪山国立公園において利用の中心施設である登山道の管理のあり方を定めるものです。一元的な管理でなく、自然条件、利用状況等を勘案し、登山道の区間ごとの地域特性に応じた複数の管理のやり方(管理水準)を定めるものです。

大雪山には関連する法令があり、それらの遵守は登山者に義務づけられています。一方、登山の心得とは、登山する場所の地域特性に配慮して登山者側に守って欲しい基本的な事柄を指します。尚、登山の心得は登山道管理水準ごとに細かく定められるべきものですが、ここでは共通して守っていただくものだけを抽出しました。

管理者が管理水準を保つことと、利用者が登山の心得を守る事によって大雪山国立公園において持続的な自然環境の保護と利用の確保を図ろうとすることを目的としています。

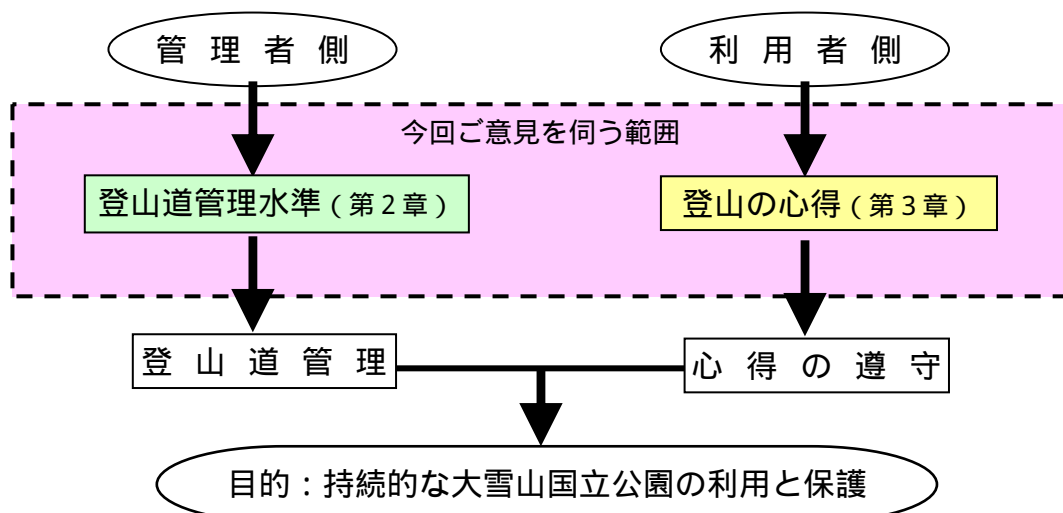


図1：登山道管理水準と登山の心得の関係

## 第2章 登山道管理水準（案）について

大雪山登山道管理水準（案）は以下の3つの手順で作成されました。詳細については、完全版の補足資料を参照ください。

<手順1：「保護・利用体験ランクの設定」>

この手順では大雪山の場所ごとの利用のあるべき姿とその場所ごとに必要な自然環境を設定するために専門家の意見を基に、**対象地で提供する雰囲気、対象地に適した利用形態、対象地の登山道管理の概念等**を示す「**保護・利用体験ランク**」を3段階（A・B・C）に分類して設定しました。

<手順2：「保全対策ランクの設定」>

この手順では場所ごとの保全対策の重要性を設定するために専門家の意見を基に、**保全対策の重要性の程度**を示す「**保全対策ランク**」を3段階（ ・ ・ ）に分類して設定しました。

<手順3：「9つの登山道管理水準の設定」>

手順1と手順2で設定された、**3つの「保護・利用体験ランク（A・B・C）」**及び**3つの「保全対策ランク（ ・ ・ ）**から、以下の組み合わせのように**9通りの可能な登山道管理水準**が設定できました（図2）。

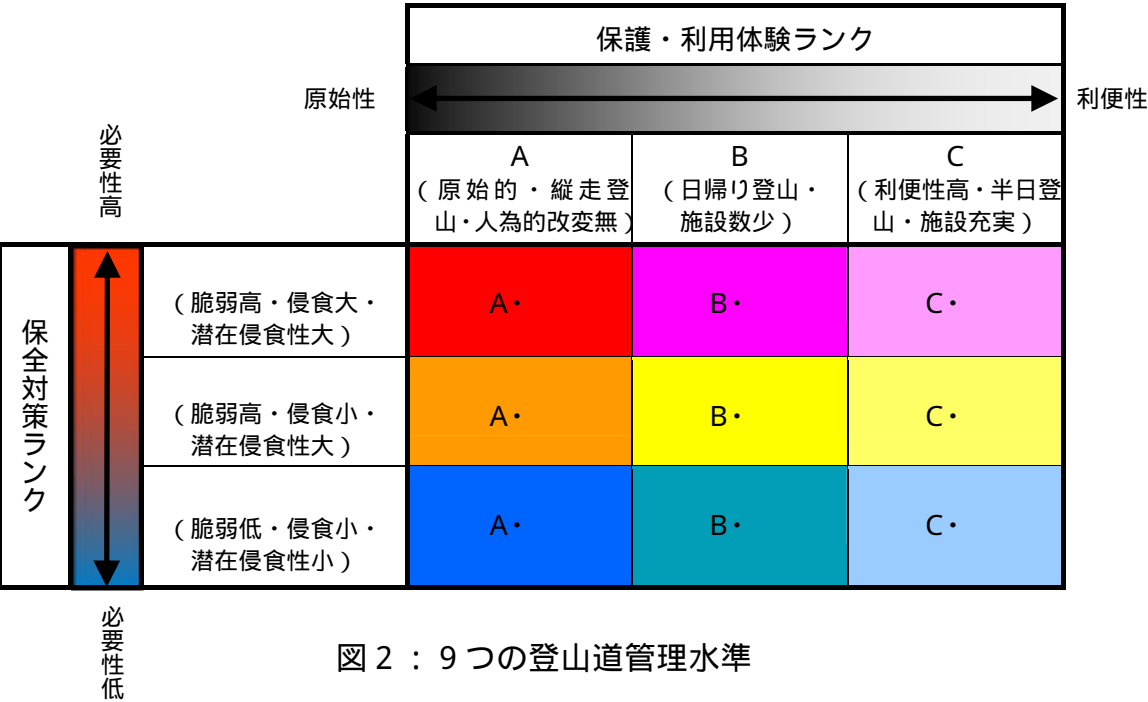


図2：9つの登山道管理水準

図2を詳細に表現すると表1となります。

表1：登山道管理水準（案）一覧表

水準A・（この水準は大雪山では該当なし）
<ul style="list-style-type: none"> <li>* 原始性が高く静寂な雰囲気を提供する。</li> <li>* 宿泊を伴う縦走登山による利用を主体とする。</li> <li>* 整備に当たっては沿線の自然の改変を避け、人為的工作物や人為的改変の痕跡が無い環境の維持・復元を図る。</li> <li>* 脆弱性の高低にかかわらず、登山道内での著しい侵食がある。または登山道周辺にまで環境変化が及んでいる箇所がある、あるいは現在及んでいなくても潜在的危険性が高いことから保全対策の必要性は高い。</li> </ul>
水準A・
<ul style="list-style-type: none"> <li>* 原始性が高く静寂な雰囲気を提供する。</li> <li>* 宿泊を伴う縦走登山による利用を主体とする。</li> <li>* 整備に当たっては沿線の自然の改変を避け、人為的工作物や人為的改変の痕跡が無い環境の維持・復元を図る。</li> <li>* 登山道内の侵食が少なく拡大する危険性が低い。または現在侵食が少ないが潜在的可能性があることから保全対策の必要性は中程度である。</li> </ul>
水準A・（この水準は大雪山では該当なし）
<ul style="list-style-type: none"> <li>* 原始性が高く静寂な雰囲気を提供する。</li> <li>* 宿泊を伴う縦走登山による利用を主体とする。</li> <li>* 整備に当たっては沿線の自然の改変を避け、人為的工作物や人為的改変の痕跡が無い環境の維持・復元を図る。</li> <li>* 脆弱性が低い自然条件で、登山道内の侵食が少なく拡大する危険性が低いことから保全対策の必要性は低い。</li> </ul>
水準B・
<ul style="list-style-type: none"> <li>* 利便性を抑えた形で野生生物や景観を楽しむ場を提供する。</li> <li>* 日帰り登山による利用を主体とする。</li> <li>* 整備に当たっては沿線の自然環境の保全に留意し、自然環境及び自然景観への影響を極力抑える。</li> <li>* 脆弱性の高低にかかわらず、登山道内での著しい侵食がある。または登山道周辺にまで環境変化が及んでいる箇所がある、あるいは現在及んでいなくても潜在的危険性が高いことから保全対策の必要性は高い。</li> </ul>

水準B・
<ul style="list-style-type: none"> <li>* 利便性を抑えた形で野生生物や景観を楽しむ場を提供する。</li> <li>* 日帰り登山による利用を主体とする。</li> <li>* 整備に当たっては沿線の自然環境の保全に留意し、自然環境及び自然景観への影響を極力抑える。</li> <li>* 登山道内の侵食が少なく拡大する危険性が低い。または現在侵食が少ないが潜在的可能性があることから保全対策の必要性は中程度である。</li> </ul>
水準B・
<ul style="list-style-type: none"> <li>* 利便性を抑えた形で野生生物や景観を楽しむ場を提供する。</li> <li>* 日帰り登山による利用を主体とする。</li> <li>* 整備に当たっては沿線の自然環境の保全に留意し、自然環境及び自然景観への影響を極力抑える。</li> <li>* 脆弱性が低い自然条件で、登山道内の侵食が少なく拡大する危険性が低いことから保全対策の必要性は低い。</li> </ul>
水準C・（この水準は大雪山では該当なし）
<ul style="list-style-type: none"> <li>* 一定の利便性を確保した上で、野生生物や景観を楽しむ場を提供する。</li> <li>* 半日程度の登山利用を主体とする。</li> <li>* 現道の管理維持と事故防止・高山植物保護のための整備を行い、自然環境及び自然景観への影響が広がらないよう配慮する。</li> <li>* 脆弱性の高低にかかわらず、登山道内での著しい侵食がある。または登山道周辺にまで環境変化が及んでいる箇所がある、あるいは現在及んでいなくても潜在的危険性が高いことから保全対策の必要性は高い。</li> </ul>
水準C・（この水準は大雪山では該当なし）
<ul style="list-style-type: none"> <li>* 一定の利便性を確保した上で、野生生物や景観を楽しむ場を提供する。</li> <li>* 半日程度の登山利用を主体とする。</li> <li>* 現道の管理維持と事故防止・高山植物保護のための整備を行い、自然環境及び自然景観への影響が広がらないよう配慮する。</li> <li>* 登山道内の侵食が少なく拡大する危険性が低い。または現在侵食が少ないが潜在的可能性があることから保全対策の必要性は中程度である。</li> </ul>
水準C・
<ul style="list-style-type: none"> <li>* 一定の利便性を確保した上で、野生生物や景観を楽しむ場を提供する。</li> <li>* 半日程度の登山利用を主体とする。</li> <li>* 現道の管理維持と事故防止・高山植物保護のための整備を行い、自然環境及び自然景観への影響が広がらないよう配慮する。</li> <li>* 脆弱性が低い自然条件で、登山道内の侵食が少なく拡大する危険性が低いことから保全対策の必要性は低い。</li> </ul>



表2：登山道55区間別管理水準一覧表（案）

地域	No	登山道区間	登山道管理水準	
			保護 利用体験	保全対策
北大雪地域	1	層雲峡～朝陽山	B	
	2	ニセイカウシュベ山～公園界	B	
	3	層雲峡銀河流星ノ滝線	C	
	4	紅葉谷線	C	
表大雪地域	5	層雲峡～(ロープウェイ終点)～黒岳	B	
	6	黒岳～北海岳～間宮岳～旭岳	B	
	7	黒岳石室～雲ノ平～中岳分岐～間宮岳	B	
	8	旭岳～勇駒別	B	
	9	姿見の池周回線	C	
	10	愛山溪～雲井ヶ原	B	
	11	愛山溪～松仙園～沼ノ平分岐	B	
	12	沼ノ平分岐～比布岳～北鎮岳～お鉢平分岐	B	
	13	愛山溪～沼ノ平分岐	B	
	14	沼ノ平分岐～裾合平分岐	B	
	15	裾合平分岐～姿見の池	B	
	16	当麻乗越～比布岳分岐(安足間岳)	B	
	17	中岳分岐～(中岳温泉)～裾合平分岐	B	
	18	勇駒別周回	C	
	19	天人峡～勇駒別	B	
	20	天人峡～羽衣の滝・敷島の滝	C	
高根ヶ原地域	21	北海岳～高根ヶ原分岐～忠別岳	A	
	22	銀泉台～赤岳～小泉岳～白雲岳	B	
	23	高原温泉～緑岳～小泉岳	B	
	24	高原温泉(沼巡りコース)～高根ヶ原分岐	B	
トムラウシ山系地域	25	忠別岳～五色岳～化雲岳～トムラウシ山	A	
	26	トムラウシ山～オプタテシケ山	A	
	27	沼ノ原口～沼ノ原～五色ヶ原～五色岳	B	
	28	天人峡～化雲岳	A	

	29	トムラウシ温泉～トムラウシ山	B
	30	スプトムラウシ温泉～沼ノ原分岐	A
	31	トムラウシ温泉周回	C
十勝岳地域	32	オプタテシケ山～美瑛岳～十勝岳	A
	33	十勝岳～富良野岳	B
	34	富良野岳～登山口	A
	35	白金温泉口～美瑛富士	B
	36	白金温泉～望岳台～十勝岳	B
	37	望岳台～吹上温泉～十勝岳温泉	C
	38	十勝岳避難小屋～美瑛岳・美瑛富士分岐	B
	39	吹上温泉～三段山～十勝岳温泉	C
	40	十勝岳温泉～縦走路分岐(富良野岳) ～縦走路分岐(上ホロカメツク山)	B
	41	登山口～十勝岳	B
	42	縦走路分岐～原始ヶ原(五反沼・勝竜の滝)	B
東大雪地域	43	登山口～ユニ石狩岳	B
	44	十勝三股口～十石峠(ユニ石狩岳)	B
	45	十石峠～音更山～石狩の肩	B
	46	シュナイダー口～石狩岳～沼ノ原手前分岐	A
	47	杉の沢出合～前天狗岳	B
	48	幌加温泉～天狗岳～ニベソツ山	B
	49	糠平登山口～ウペサソケ山	B
	50	菅野温泉登山口～コース分岐	B
糠平然別地域	51	糠平天宝山	C
	52	然別湖～南ペトウトル山	B
	53	天望山周回	C
	54	駒止湖～東ヌブカウシヌプリ	C
	55	西ヌブカウシヌプリ	C

## 第3章 登山の心得（案）について

～神々の庭で遊ぶ時の心得～（仮題）

### <心得その1：自然環境への配慮>

- ▶ 大雪山の原生的な自然環境が損なわれることのないよう、環境保護に対する意識を高く持ち、自然環境への影響を極力抑制するよう行動しましょう。
- ▶ 高山帯の植生および特殊地形（構造土など）はダメージを受けやすいため、登山道以外の場所へは立ち入らないようにしましょう。
- ▶ 大雪山はヒグマの生息地であり、季節にかかわらず遭遇のおそれがあります。ヒグマと遭遇した時の対処方法を心得てから入山しましょう。また、最新の出没情報を入手するよう努めましょう。
- ▶ リス、ナキウサギ、キタキツネ、野鳥等の野生動物を驚かせたり餌を与えたりしないようにしましょう。
- ▶ 登山用ストックを利用する際は、自然へのダメージが軽減されるように先端部に保護用キャップを取り付けるようにしましょう。また、登山道以外につかないように留意しましょう。



### <心得その2：他の利用者への配慮>

- ▶ 大雪山での原生的自然体験を他の人も味わえるよう、し尿・ゴミなどを残さないようにしましょう。また、他の登山者の自然体験を損なうような行為も謹みましょう。
- ▶ 狭い登山道でのすれ違いや、展望箇所・休憩箇所では他の登山者に配慮して譲り合いをしましょう。
- ▶ 野営指定地や石室・避難小屋ではルールやマナーを守りましょう。



### <心得その3：事故防止と自己責任>

- ▶ 大雪山は厳しい自然条件のため、自らの力だけで対処できる登山技術と体力及び判断力が求められます。そして登山による事故は最終的には自己の責任に委ねられることを十分に自覚しましょう。
- ▶ 入山に当たって、天候やアクセス道路状況および登山道状況などを事前に入手することで事故防止につなげましょう。
- ▶ 事故発生時の被害を最小限に食い止めるためにも、行き先・日程は必ず家族等に知らせておくと同時に、登山計画書を作成し地元の警察署等に提出しておきましょう。



<心得その4：宿泊時の配慮>

- 野営指定地以外での野営は行わないようにしましょう。野営指定地での行動については、周辺植生への悪影響を与えないよう配慮しましょう。
- 水場は山中では大切な場所ですので汚さないように使いましょう。
- いつも携帯トイレを携行し、トイレのない場所では排泄物や紙類は持ち帰るよう心がけましょう。トイレの協力金を求めている場所では、趣旨を理解の上で協力をお願いします。



<心得その5：残雪期・融雪期・降雨時に登山をする場合の配慮>

- 融雪時期や降雨時では流水に加え、登山者の踏圧の影響で登山道が崩壊しやすくなるため、大人数での登山は止めましょう。こういう時期の登山はなるべく控えましょう。
- 登山道が残雪によって覆われている場所では、案内のポールやロープに従い登山をしましょう。
- 登山道内に融雪水や降雨水が流れている場所においても、登山道外の自然（植生や地形）を守るため、登山道内を歩けるように準備しましょう。



<その他>

この「登山の心得」の他に、現地では自然保護官、森林官、巡視員、監視員等、山を管理している人の指導や指示に従いましょう

